

議第28号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三島駅南口周辺地区計画区域の項中「平成29年三島市告示第291号」を「令和2年三島市告示第420号」に改め、同表大場赤王優良田園住宅地区計画区域の項中「平成29年三島市告示第378号」を「令和2年三島市告示第415号」に改める。

別表第2中

「

三島駅南口 周辺地区計 画区域	広域観光 交流拠点 整備地区	次に掲げる建築物で、風営法第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業の用に供する建築物以外のもの (1) ホテル (2) ホテルで次に掲げる用途を兼ねるもの ア 事務所 イ 飲食店 ウ 店舗 (3) 前2号の建築物に附属するもの			3,300平方 メートル		
-----------------------	----------------------	--	--	--	-----------------	--	--

」

を

「

三島駅南口 周辺地区計 画区域	広域観光 交流拠点 整備地区	次に掲げる建築物で、風営法第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業の用に供する建築物以外のもの (1) ホテル (2) ホテルで次に掲げる用途を兼ねるもの ア 事務所 イ 飲食店 ウ 店舗 (3) 前2号の建築物に附属するもの			3,300平方 メートル		
	広域健康 医療拠点	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 1戸建住宅			10,000平方 メートル。	道路境界線 から2メー	

整備地区 (A 地区)	(2) 風営法第 2 条第 1 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項に規定する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第 2 (イ) の項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物 (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎(獣医療法(平成 4 年法律第 46 号) 第 2 条第 2 項に規定する診療施設、ペット(愛玩することを目的として飼養される動物をいう。以下この号において同じ。)の販売を主たる目的とする店舗又はペットを対象とする美容院、ホテルその他これらに類するものの用途に供する建築物を除く。)			ただし、公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。	トル。ただし、通路、エレベーター、エスカレーター、階段その他これらに類する建築物の部分であつて、歩行者の通行の用に供するものについては、この限りでない。	
広域健康医療拠点整備地区 (B 地区)	(7) 堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場 (8) 法別表第 2 (ウ) の項第 2 号及び(エ) の項第 3 号に掲げる建築物 (9) 自動車修理工場 (10) 危険物(令第 130 条の 9 第 1 項の表に規定する危険物をいう。以下この号において同じ。)の貯蔵又は処理に供する建築物(同一の敷地内の建築物に危険物を供給するための建築物を除く。) (11) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場及び令第 130 条の 2 の 2 に規定する処理施設の用途に供する建築物 (12) 法別表第 2 (オ) の項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物			2,600 平方メートル。ただし、公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。		

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 16 日提出

三島市長 豊岡 武士